平成３０年（フ）第３９５８号
東京都江東区亀戸６丁目19―８　ＣＳＫビル２Ｆ―Ｂ
債務者　宮本　賢治
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　直人
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９７４号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目21―２―308
債務者　林　　由美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　英之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９８２号
神奈川県川崎市中原区木月２丁目１―15―603
債務者　渡辺　朋子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　達彦
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石壱番館705号、前住所兵庫県加古川市平岡町二俣508番地の１
債務者　松田建設こと　松田　耕作
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市武３丁目26番５―502号
債務者　市成　真一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本翔太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目20―14、住民票上の住所鹿児島市西陵７丁目40番５号
債務者　髙井　光博
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後４時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目１番地１
債務者　住吉　元彦
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２１０号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目55番22号　錦江ハイツ102号
債務者　宮本　清貴
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
群馬県高崎市下小鳥町201番地５
債務者　髙井　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３５号
新潟県村上市北新保571番地31
債務者　當摩ヨウ子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第３３６号
仙台市青葉区柏木２丁目３番17―915号、従前の住所仙台市青葉区八幡２丁目５番３号　エグランティーヌ１Ｆ
債務者　猪股　幹男
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋要一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
福島県伊達市梁川町東大枝字舘54番地３
債務者　後藤　和美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北目　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１０１号
茨城県笠間市住吉1332番地５　タウン松山１階Ｅ号室、住民票上の住所茨城県筑西市辻1472番地６
債務者　竹中　正子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島81番地６
債務者　植　　勇治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　和良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１９９号
岡山市中区門田本町２丁目１番32号　ハナハウス門田本町401
債務者　平井健太郎
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　政宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２８号
広島市中区榎町２―14　創和ビル401、住民票上の住所広島市中区銀山町１番16―802号
債務者　デザインルームいしもとこと　石本　英子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部